

平成26年11月13日

長浜市議会議長 竹本直隆様

長浜市議会議会活性化検討委員会
委員長 中 鳶 康 雄

議会改革に関する答申

議長から諮問のありました「長浜市議会における議会改革について」は、検討委員会を開催し、慎重に検討を重ねてきたところであります。

つきましては、その結果について下記のとおり答申いたします。

記

当委員会では、諮問のあった「市民にとって分かりやすい開かれた議会」、「市民に対し議決責任と説明責任を果たし、政策提案に取り組む議会」、「市民本位の議会改革に継続的に取り組む議会」の3つの視点に立ち、改革すべき事項の抽出を行ったところです。

そして、改革すべき事項を【短期検討内容】、【中期検討内容】に分類し、計画的に議会改革を推進すべきとしたところであり、その具体的な内容を次のとおりとし、先ずは早期に対処すべき内容である短期事項について答申致します。

1. 短期事項（早期に対処すべき事項）

地方分権時代の自治に基づく議会運営の基本理念、原則、さらにそれらを具現化する制度を定めた議会基本条例の着実な実行を目指すこととし、次の事項を推進、検討され必要な事項については、申し合わせ等に明記すべきであると考えます。

- (1) 全員協議会の内容充実
- (2) 予算決算常任委員会の設置検討
- (3) 議会運営委員会の充実
- (4) 広報広聴委員会の設置
- (5) 開かれた議会、公平、公正、透明な議会運営について検討
- (6) 政策提案と立案強化等

※詳細内容については、別紙添付

2. 中期的事項（出来るだけ早期に検討すべき事項）

- (1) 通年議会の導入検討
- (2) 倫理条例の再検討
- (3) 議員定数及び議員報酬等の検討

注：中期的事項については、後日答申

■短期検討内容

議会運営等申し合わせ事項等に追加

○他に議会運営等に関する申し合わせ事項に記載していないが、既に確認された事項等については、全員協議会に於いて継続されていることを確認しているため申し合わせ事項に記載する必要があること

○全員協議会の内容充実

- ① 議長研修、議長会等報告会、敦賀長浜高島、長浜米原連絡協議会活動報告会の開催
 - ・議会のホームページや議会報、全員協議会等を活用し、議員全員にその内容を報告し、議員の知識を高めるようにすること
- ② 役職として選ばれた委員の報告義務の検討（例：都市計画審議会・土地開発公社等）
 - ・報告書等を作成して、次に選ばれた方にもわかりやすく引き継げるようにすること
- ③ 年間監査計画の報告
 - ・監査計画を他市同様に議員全員に監査計画を配布すること
- ④ 全議員で審議しなければならないことの内容確認
 - ・全議員に確認協議すること
 - ・議会基本条例第12条に定めるよう実施すること
 - ・地方自治法第100条12「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」に基づき議論と協議の場の設置と充実を図るようにすること
- ⑤ 議員の資質向上のため外部講師等を招いての研修会の実施
 - ・年1～2回程度外部講師を招いて議員の資質向上を目指すこと
 - ・議会基本条例第17条に定めるよう実施すること
 - ・専門的見地の活用等求めること
- ⑥ 先進地事例研修の充実および報告会の開催
 - ・議員全員で先進地事例を学び研修を深めるよう配慮すること
例：大津市議会のマニフェスト大賞に学ぶ等
- ⑦ 政策セミナーの開催
 - ・議会基本条例第13条、14条に定めるよう実施すること
例：「発達障害者領域研究等」
- ⑧ シンポジウムの開催
 - ・条例制定や、政策立案のため必要に応じて、開催すること
例：議会が条例制定や政策提案する時や市民が問題視している内容等シンポジウムを開き見識を高める機会を持つ
○長浜市にふさわしい「市民の歌」は、何か→市民の歌 →夕刻を知らせる歌
→長浜駅のお迎えの歌

○原子力防災シンポジウム → 「原子力防災マップ等の作成」へ

○命の大切さ → 救急救命 → 「使おう AED の活用」

⑨ 他市との連携強化と交流の充実

- ・ 議会基本条例第 18 条に定めるよう実施すること

例：米原市や高島市、敦賀市など議員全員で様々な地方議会での問題点等意見交換等を図る

⑩ 議会の予算（議会費等）の全議員での議論、検討

- ・ 議会基本条例第 12 条に定めるよう実施すること

例：①で示した事項等で学ぶ機会を設けること

⑪ 市職員との意見交換会の開催

- ・ 実施する方向で検討すること

例：市政運営にとって必要な話題などをテーマとして相互の意見交換を図る
行財政改革と公務員制度改革等

⑫ 議会の見識を喪失するような事項についての注意勧告

- ・ 議会の見識を喪失するような行為があった場合の注意勧告を明記すること

⑬ 起工式・竣工式の議員来賓案内の統一

- ・ 統一するよう通達すること

⑭ 市災害対策本部設置に伴う議会の支援対策の検討

- ・ どう言った支援ができるのか当局と協議・検討すること

(例えば、避難勧告が出た時や、災害が発生した時の復旧作業の支援方法、地域の事
災害報告や補正予算への支援等協議する)

○予算決算常任委員会の設置検討

議案一体の原則に係る分割付託に対する違法性の議論から、他市では予算決算常任委員会が設置されており、分科会を設け、予算、決算に係る各議案を休会中に審査する方法を検討すること

① 分割付託での問題点

- ・ 議案一体の原則に反する
- ・ 各委員会での採決がことなった場合、運用が困難となる
- ・ 歳入が付託された総務常任委員会を除き歳入歳出を修正できない

② 別紙資料及び大津市予算決算常任委員会運営要領参考

○議会運営委員会の充実

① 議会の権威を侮辱する様な広報等掲載の禁止措置の検討

- ・ 禁止措置を検討すること

② 委員会録画中継システムの実施

- ・ 録画の保存機能等充実させること

③ 会議録検索システムの充実・当局の答弁のその後の対応策追跡

- ・ 検索システムを充実させること

④ 質問提出内容の検討充実

- ・ 議会運営委員会の機能強化を図ること

⑤ 議会終了後の評価会の実施

- ・ 広報広聴委員会等で共有又は支援すること

⑥ 一般質問のあり方等再確認

- ・ 市長への質問のあり方検討すること
- ・ 質問内容を修正・訂正できるよう締切日と議運開催日の期間に一定の期間を設ける

⑦ 請願等の締切期限と審議・検討時間について検討

- ・ 請願の締切と議案形状までに十分な審査や修正期間を設けること

規定制定検討

○広報広聴委員会の設置

市民の多様な意見を把握して議会独自の政策提言や政策立案に取り組む事により、民意の市政への反映を図るために次にあげる内容について事務処理をおこなう広報・広聴委員会の設置を提案すること

所掌事務案

- ① 議会広報紙の編集、印刷及び配布に関すること
通常議会で、優秀な質問を共有し支援をすること
- ② 市民意見交換会の開催に必要な企画及び調整に関すること
- ③ 広報広聴活動により明らかになった政策課題の整理および当該政策課題の常任委員会及び特別委員会等への振分けに関すること
- ④ 議会のホームページに関すること
他市研修内容の掲載、研修報告会の実施
- ⑤ 市議会モニターに関すること
- ⑥ 傍聴者アンケートの充実に関すること
- ⑦ 市主催のイベント等への議会参加に関すること
- ⑧ 議場の活用・こども議会の開催検討すること

・ 別添規約案参考

○開かれた議会、公平、公正、透明な議会運営について検討

①正副議長の選出方法及び任期の検討

正副議長選の所信表明演説会開催と公開、候補者との意見交換の実施、検討を求めること

② 議長任期の検討

議長、副議長の任期は、地方自治法の規定により議員の任期と定められ、4年となっているが、本市議会は、申し合わせにより議長、副議長の在任期間は1年とされ、議長、副議長の選挙が毎年行われている。しかしその役割は、在任期間が短いことから果たされていないのが実態であり、地方議会が問われる今、検討を重ねる機会を設けることが必要であること

さらに、立候補等実施要領を定めることが望ましいこと

議長の立候補制の導入状況 (平成24年12月31日現在)

	立候補制を導入している	その他
5万未満 (251市)	65市 25.9%	12市 4.8%
5～10万未満 (270市)	61市 22.6%	16市 5.9%
10～20万未満 (157市)	34市 21.7%	12市 7.6%
20～30万未満 (49市)	7市 14.3%	3市 6.1%
30～40万未満 (28市)	1市 3.6%	3市 10.7%
40～50万未満 (21市)	1市 4.8%	2市 9.5%
50万以上 (15市)	0市 0.0%	0市 0.0%
指定都市 (20市)	0市 0.0%	7市 35.0%
全市 (811市)	169市 20.8%	55市 6.8%

【14-2】申し合わせ、慣例による議長の任期 (平成24年12月31日現在)

	任期1年	任期2年	任期4年(法定)、申し合わせ・慣例なし	その他
5万未満 (251市)	41市 16.3%	142市 56.6%	59市 23.5%	9市 3.6%
5～10万未満 (270市)	82市 30.4%	132市 48.9%	42市 15.6%	14市 5.2%
10～20万未満 (157市)	60市 38.2%	67市 42.7%	18市 11.5%	12市 7.6%
20～30万未満 (49市)	18市 36.7%	26市 53.1%	2市 4.1%	3市 6.1%
30～40万未満 (28市)	14市 50.0%	8市 28.6%	3市 10.7%	3市 10.7%
40～50万未満 (21市)	9市 42.9%	7市 33.3%	2市 9.5%	3市 14.3%
50万以上 (15市)	4市 26.7%	4市 26.7%	4市 26.7%	3市 20.0%
指定都市 (20市)	5市 25.0%	4市 20.0%	5市 25.0%	6市 30.0%
全市 (811市)	233市 28.7%	390市 48.1%	135市 16.6%	53市 6.5%

③ 議場の解放について

- ・より開かれた議会を目指すため、子ども議会等議会の活用を検討すること

○政策提案と立案の強化等

① 大学とのパートナーシップ協定の締結

- 本市議会も、立命・龍谷・同大・滋賀県立・バイ大等検討されるよう求めること

例：大津市議会と立命館大学とのパートナーシップ協定の締結について

本協定は、大津市民を代表して市政に関する意思決定を行う同市議会と、知的資源を集積する本学がパートナーシップを構築することにより、同議会と本学の公務研究科が軸となって連携しながら、地域社会における政策課題への適切な対応と、地域の発展に資することを目的としている。

本協定に基づく協力の内容抜粋

- (1) 政策課題についての意見交換、専門的見地からの助言
- (2) 大津市議会の政策形成能力の向上に関する事
- (3) 立命館大学の教育研究環境の充実に関する事
- (4) その他、目的を達成するために両者が協議の上必要と認められる事項

② 必要に応じて政策検討委員会等の設置を検討することが望ましい。

③ 議会のICT化の促進

・PCの活用・タブレットの導入については、議会全員と市側との意識統一が先ずは必要であり、さらにどのようにタブレットを活用し、議会運営や会議の進行に役立たせるのか様々な角度から議論が必要です。

また、先進市がどのように活用されているのか研修した中で導入に対し、データ化や情報ネットワークの選択の方法を決定すべきであると考えます。

④ 議会事務局の機能強化検討

- ・予算時当局側に法制担当者設置等の充実を要望すること

長浜市議会広報広聴委員会に関する規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜市議会基本条例（平成25年9月5日条例第25号）第○項の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民との意見交換会の企画及び運営に関すること。
- (2) 市民との意見交換会で聴取した意見等の整理に関すること。
- (3) 議会報の編集に関すること。
- (4) 議会のホームページに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選定されるまで在任する。

2 前項前段の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(部会の設置等)

第6条 委員会に広報部会及び広聴部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広報部会 第2条第3号及び第4号に掲げる事務並びに同条第5号に掲げる事務のうち委員長が委員会に諮って指定する事務
- (2) 広聴部会 第2条第1号及び第2号に掲げる事務並びに同条第5号に掲げる事務のうち委員長が委員会に諮って指定する事務
- 3 部会は、委員長が指名した副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 5 部会長は副委員長をもって充て、副部会長は部会に属する委員の互選により定

める。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会派に所属しない議員の会議への出席を求めて、発言させることができる。

(運営)

第8条 長浜市議会会議規則、長浜市議会議会会報発行規程及びこの規程に定めるもののほか、委員会の運営については、長浜市議会委員会条例（平成18年条例第212号）に定める常任委員会の運営の例による。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

○基本条例追加

第4章 市民と議会の関係・・・追加

第〇条 広報広聴

- 1 議会は、市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させるために、各種情報メディアや多様な機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。
- 2 議会は、すべての会議を原則として公開とする。
- 3 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するために、市民との意見交換会を行う。
- 4 前項の市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。
- 6 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、市民とともに歩む議会づくりを進めるために、市民との情報共有と意見交換を行うための取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 媒体としての議会広報紙、インターネット、ケーブルTVや市民との意見交換会等を通じて、市政や議会の情報を積極的に提供するとともに、市民の皆さんの意見を可能な限り把握し、市政に反映させていきます。
- 2 議会活動の透明性を確保し、市民の皆さんとの情報共有を図るため、本会議や常任委員会等、議会における全ての会議を原則公開とします。
- 3 市民の意見を反映させた市政を推進するため、議会での審議の様子等をお知らせするとともに、市の政策課題について市民の皆さんと議論を行う場として、市民との意見交換会を開催します。
- 4 市民との意見交換会については、市民との意見交換会の機会に関する要領で別に定めます。市民との意見交換会は、地域別及び分野別で開催します。
- 5 市民の皆さんとの情報共有と意見交換を効果的に推進するために、議会広報紙の発行や様々なメディアを利用した広報活動と、市民意見交換会等の企画調整等の広聴活動を、一体的かつ専門的に行うための組織として広報広聴委員会を設置します。
- 6 広報広聴委員会については、広報広聴委員会規程で別に定めます。